### 株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地

#### 株式 会社▲

代表取締役社長 野澤俊九

# 第156回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第156回定時株主総会において、次のとおり報告並びに 決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

- 1. 第156期 (平成27年4月1日から)事業報告、連結計算書類及び計算書類 (平成28年3月31日まで) 報告事項 の内容報告の件
  - 2. 会計監査人及び監査役会の第156期連結計算書類監査結果報告の件 本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき13円と決定いたし ました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株に併合 することで、原案どおり承認可決されました。(後記の「株式併合に伴う当 社株式のお取り扱いについて」をご覧ください。)

以上

# 期末配当金のお支払いについて

本総会の決議により、第156期の期末配当金は1株につき13円をお支払いすることにな りました。

つきましては、同封の「期末配当金領収証」によりお受け取りください。

また、銀行預金口座等への振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」及び「配当

金振込先ご確認のご案内」を同封いたしましたので、ご確認ください。 なお、配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金 をお受取りになられる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配 当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いた だけます。

以上

# 株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本定時株主総会において、平成28年10月1日をもって普通株式2株を1株に併合することについてご承認をいただきました。また、平成28年3月7日開催の取締役会決議に基づき、同じく平成28年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

#### 1. 株式併合後のご所有株式

ださい。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に2分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。

株主様が証券会社に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28 年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

また、併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。なお、効力発生前のご所有株式数が2株未満の株主様は、株式併合の効力発生後に、1株に満たない端数となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせく

#### 2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を、端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、端数株式処分代金のお支払いは、平成28年12月上旬頃を予定しております。 その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記 の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

> 三菱UF J信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777 (通話料無料) 受付時間 土日祝日除く9:00~17:00

> > 以上